

令和5年度
中小企業グループ
地域力向上支援事業
募集要項

令和5年4月

台東区
文化産業観光部
産業振興課

○ 目 次

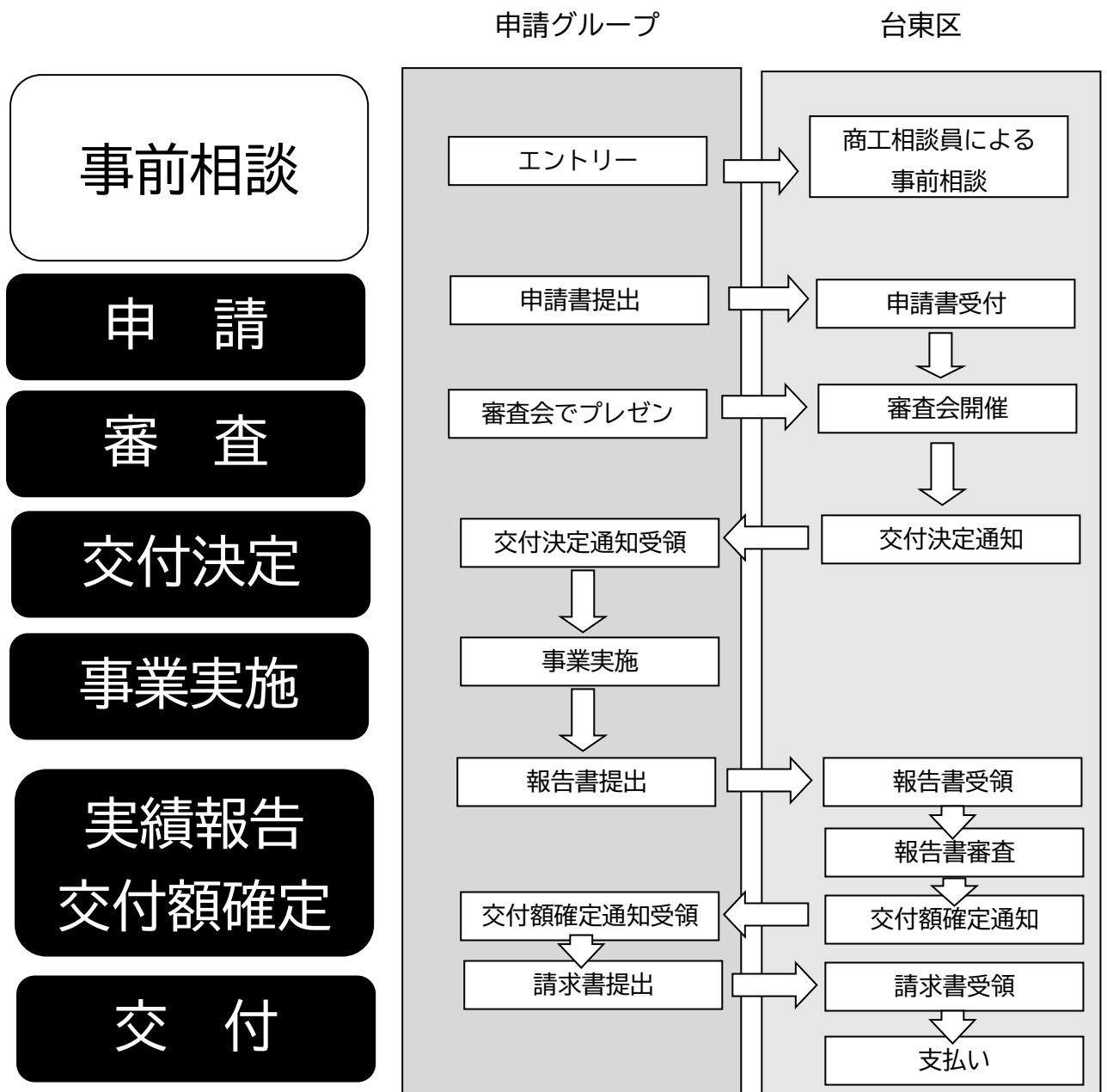
| | | |
|----|----------------|----|
| 1 | 事業目的 | 3 |
| 2 | 補助金審査の流れ | 3 |
| 3 | 補助対象者（グループ）と要件 | 4 |
| 4 | 補助対象事業 | 5 |
| 5 | 補助対象期間 | 6 |
| 6 | 補助対象経費 | 6 |
| 7 | 補助率・上限額 | 9 |
| 8 | 事前相談から交付決定まで | 9 |
| 9 | 補助金交付方法 | 12 |
| 10 | その他 | 13 |

1 事業目的

「中小企業グループ地域力向上支援事業」では、区内に事業所（事務所・店舗等）を有する中小企業者等3者以上が連携して行う取組みに対し、補助金を交付します。

本補助金は、1事業者のみでは不足している経営資源を補いあい、数社が連携することによるスケールメリットを生かし、地域における相乗効果により、新しい経済活動の創出や、地域の賑わいを生み出すことを目的としています。

2 補助金審査の流れ



3 補助対象者（グループ）と要件

(1) 補助対象者（グループ）

3社以上の事業者（3分の2以上は区内に事業所※1を有する中小事業者※2）で構成されるグループ（以下「事業者グループ」という。）を対象とします。なお、本事業者グループには、商店街・業界団体等を含みますが、その場合であっても、下記の内容に該当する必要があります。

| グループに参加している事業者の | |
|----------------------------|---|
| 3分の2以上 | 3分の1（を超えない範囲） |
| 区内に事業所を有する 中小事業者（法人・個人） | 区外中小企業者、区内外大企業、区内外一般 社団法人・一般財団法人・NPO法人、区内 外大学・高校・中学校等 |

※1 事務所、店舗等、台東区内に活動拠点があれば、「区内の事業所」とみなします。

※2 中小事業者とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中企業者を行います。

【対象外となる場合】

事業者グループに所属する事業者のうち、下記の内容に該当する事業者が1社でも含まれる場合は対象となりません。

- 税金の滞納がある場合（徴収の猶予が認められている場合は除く）
- 暴力団関係者に該当する場合
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を営んでいる場合

(2) 要件

- 申請前に商工相談員による事前相談を受けること
- 補助対象となった場合、区・台東区産業振興事業団（以下「事業団」という）職員、専門コーディネーター等による、事業者訪問ヒアリングに協力すること

- 補助対象となった場合、区ホームページ、その他公式媒体等で企業名・所在地・事業内容等を紹介することに同意すること
- 補助対象となった場合、事業団「たいとう企業ナビ」に登録すること
- 補助対象となった場合、翌年度から3年間(年1回)事業の遂行状況報告書を提出すること

4 補助対象事業

「1 事業目的」に基づき行う事業のうち、令和6年2月29日(木)までに対象経費の支払いを完了し、令和6年3月15日(金)までに実績報告が完了できるものを対象とします。主な事業は次のとおりです。

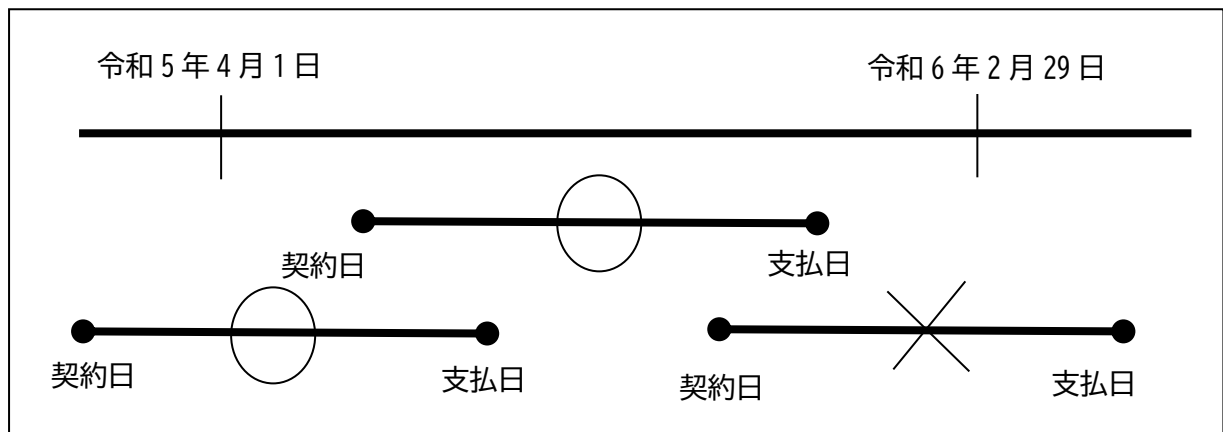
| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 新製品・新技術の開発 | <p>新たな製品・サービスをグループで共同開発する事業</p> <p><事例> 地域で出る廃材を活用した新商品を開発し、グループ内の事業者の店舗で販売する。</p> |
| 情報化推進 | <p>事業者グループ内の事業者や関係者の業務効率化のためのアプリケーションシステムの開発や情報システムの設計、開発、稼働・運用テストなどを行う事業</p> <p><事例> 中小企業で構成する同業種グループにおいて、業務効率化を図るための共通システムを導入する。</p> |
| 新たな共同販促 | <p>顧客のつなぎ止めや新規顧客の開拓のため、事業者地域・業界等をPRする事業</p> <p><事例> 一定エリアを包括的に紹介する動画を作成し、配信するとともに、グループ内事業者の既存HPにEC機能を追加する。</p> |
| 地域の賑わいに資する事業 | <p>任意のエリア・業界において、地域コミュニティ機能の向上や事業者間連携を促すなど地域経済活性化の基盤を構築することを目的に実施する事業</p> <p><事例> 一定エリアの飲食店等がスタンプラリーを実施し、そのデータをもとに、新しいイベント事業を創出する。</p> |

5 補助対象期間

令和5年4月1日（土）以降に実施し、令和6年2月29日（木）までに支払いを完了したもので、令和6年3月15日（金）までに実績報告が完了するもの。

令和5年4月1日以前に支払、購入したものは対象になりません。

※クレジット購入等決済日と引き落とし日が異なる場合は、決済日を支払い日とします。



6 補助対象経費

人件費、広告宣伝費、リース料、開発費、展示会出展費、消耗品費、備品費、委託費、その他経費

※ 消費税は、対象外

※ 国・都等により全部または一部の助成を受けている補助対象経費は、対象外

※ 親会社・子会社・グループ参加企業間の取引に係る経費は、対象外

人件費

事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れたアルバイト代、派遣労働者の派遣料

【対象とならないもの】

✓ 通常業務に従事させるための雇い入れ

- ✓ 必要かつ臨時的な雇い入れとみなされない場合
- ✓ 実績報告の際に、作業日報や労働契約書等従事した内容、時間等が明らかでないもの

| |
|-------|
| 広告宣伝費 |
|-------|

| |
|--|
| ホームページ・パンフレット・チラシ等を作成するため、及び広告媒体等を活用するために支払われる経費 |
|--|

| |
|------|
| リース料 |
|------|

| |
|---------------------------------------|
| 事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費 |
|---------------------------------------|

【対象とならないもの】

- ✓ 見積書・契約書等リース・レンタルの内容・期間（4月1日～補助対象期間内）が確認できる書類が提出できないもの
- ✓ 通常の事業活動のために共用するもの
- ✓ パソコン、タブレット等の情報通信機器等のレンタルは原則として対象外とする。ただし、事業対象となる業務に限定されていることが確認できるものはこの限りではない。

| |
|-----|
| 開発費 |
|-----|

| |
|---|
| 新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費 |
|---|

【対象とならないもの】

- ✓ 汎用性があり、事業対象となった目的以外の使用が可能な原材料等

| |
|--------|
| 展示会出展費 |
|--------|

| |
|---------------------------------|
| 新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費 |
|---------------------------------|

| |
|-----|
| 備品費 |
|-----|

| |
|---------------------------|
| 業務の遂行に必要な備品（機器等）の購入に要する経費 |
|---------------------------|

| |
|------------|
| ●10万円以上の備品 |
|------------|

【対象とならないもの】

- ✓ 汎用性があり、事業対象となった目的以外の使用が可能なもの

| |
|-----|
| 委託費 |
|-----|

| |
|-----------------------------------|
| 業務の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費 |
|-----------------------------------|

【対象とならないもの】

- ✓ 委託内容・金額等が分かる書類が提出できない場合
- ✓ グループ参加企業が、自ら実行することが可能な業務

| |
|-------|
| 店舗改装費 |
|-------|

| |
|-----------------------|
| 業務の遂行に必要な店舗等の改装にかかる経費 |
|-----------------------|

【対象とならないもの】

- ✓ 事業対象と直接は関係ない店舗等の改装
- ✓ 老朽化等による改装

| |
|--------|
| その他諸経費 |
|--------|

| |
|-----------------------|
| 業務の遂行に必要な許認可・保険にかかる経費 |
|-----------------------|

【対象とならないもの】

- ✓ 通常の事業活動のための許認可にかかる経費は対象外

7 補助率・上限額

補助率 : 対象経費の2分の1以内

上限額 : 100万円

8 事前相談から交付決定まで

(1) 事前相談

申請前に、対象事業について、商工相談員による事前相談(1時間1回)を受けていただきます。事前相談時に使用するため、「事業計画書」と「事業収支計画書」を予めご用意していただきます。

※事前相談の日時は、電話等でご予約してください。

※事前相談後、「事業計画書」・「事業収支計画書」の修正は可能です。

(2) 申請

事前相談による内容確認が完了後、申請書類を下記<提出先>まで郵送(窓口での提出も可)で提出ください。

<申請期間>

令和5年4月14日(金)～6月16日(金)

<提出先>

台東区文化産業観光部産業振興課

「中小企業グループ地域力向上支援」事業担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

電話番号: 03(5829)4124 FAX: 03(5829)4127

<提出書類>

| |
|--------------------------------------|
| 台東区内に事務所・店舗等を有することが確認できる書類(台東区の構成員分) |
| 中小企業グループ地域力向上支援補助金交付申請書 |
| 事業計画書 |
| 事業収支計画書 |

| |
|---|
| 全ての構成員の誓約書 |
| 事業収支計画書に記載した金額の根拠がわかるもの（見積書など） |
| 【補足資料が必要な場合】申請事業の補足資料（A4 サイズ 片面5 ページ以内） |

(3) 審査・交付決定

本補助金の審査は、面接によります

※申請状況に応じて、書類審査を実施する場合があります。

【審査】

次の基本的要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、その後の審査は行いません。

- ① 必要な提出書類がすべて提出されていること
- ② 「2 補助対象者」、「3 補助対象事業」の要件に合致すること
- ③ 補助対象事業を遂行するために必要な能力を有すること
- ④ 事業者グループ内の事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等をもとにした取組みであること

【審査のポイントと申請書記載のポイント】

| 審査のポイント | 申請書記載のポイント |
|----------------------------|---|
| 本助成金の目的に合致しているか | 本助成金は、事業者グループ内の事業者同士の連携効果や地域における相乗効果を生み出すことを目的として実施します。申請する事業が、事業者グループ内の事業者によってどのような効果があるのか明記してください。また、地域経済への波及効果が期待される場合については、その内容を申請書に記載してください。 |
| 事業を複数事業者で共同するメリットが示されているか | 異業種が組むことにより不足している技術の補完、事業者が複数社集まることによるスケールメリットなどを記載してください。 |
| ターゲット・目的が示されているか | 申請事業のターゲットと目的を明記し、目的とターゲットがつながる内容としてください。 |
| 事業の内容・スケジュールは明確であるか | どのようなことを実施するのか、今年度の詳細なスケジュールをわかりやすく記載してください。 |
| 事業の実現に必要な実施手法・実施体制は示されているか | 記載した事業内容を実現するにあたり、どのような方法で事業をすすめていくのか、また事業者グループ内の事業者はそれぞれどのような役割をするのか記載してください。 |
| 継続的に行っていくための資金確保の計画はあるか | 単年度にとどまらない事業である場合は、その後の収支の大まか計画を、単年度事業であっても、その後の展開と、その資金確保についての大まかな計画を記載してください。 |
| 地域に対する波及効果はあるか | 商店街や周辺地域、所属する業界など、広く波及効果が期待される場合「地域波及効果」の欄に記載してください。事業実施により周辺住民や消費者を多く巻き込めるか、事業者グループ内の事業者以外が参加できるか、他事業者・他団体が事業スキームを参考にすることができるかなど、事業者グループ以外への影響を記載してください。 |

9 補助金交付方法

補助対象事業完了後、実績報告書を提出する必要があります。実施した補助対象事業内容・経費の確認・審査等に基づき、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

なお、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象になります。

<実績報告書提出期限>

令和6年3月15日（金）

<提出先>

台東区文化産業観光部産業振興課

「中小企業グループ地域力向上支援」事業担当

〒111-0056 台東区小島 2-9-18 台東区中小企業振興センター内

電話番号：03(5829)4124 FAX：03(5829)4127

<提出書類>

| |
|------------------------------|
| 中小企業グループ地域力向上支援補助金事業実施報告書 |
| 事業収支決算書 |
| 補助対象経費の内訳が確認できる領収書等 |
| 事業の実施・購入した商品などの確認ができる写真、チラシ等 |
| 事業による収益があるときは、収益内訳報告書 |

10 その他

- 本補助金事業で採択された事業のうち、優れた取組みについては、台東区ホームページ、その他公式媒体において、紹介させていただきます。
- 事業を途中で中止・変更等があった場合には、速やかにその旨を台東区文化産業観光部産業振興課までご連絡ください。なお、事業途中で中止になった場合は、それまでに支出した経費に対し助成金の交付はできませんのでご注意ください。

台東区文化産業観光部産業振興課

「中小企業グループ地域力向上支援」事業担当

〒111-0056 台東区小島 2-9-18

台東区中小企業振興センター内

電話番号：03(5829)4124 F A X：03(5829)4127